

自助・共助・公助で地域防災の充実と強化を推進

12月定例会
11月29日～12月17日

第4回定例会では、「防災基本条例」や「地域交流センター条例」など、20議案が市長から提出されました。議長を除く21人の議員で採決した結果、原案のとおり可決・承認しました。(採決の結果は4ページ)

主な議案審議

◆防災基本条例

市民、事業者、市の防災における責務、役割を明確にし、災害の予防対策や発生時の応急対策など基本的な事項を定めるもの

Q 狭山市地域防災計画があるが、改めて防災基本条例を制定する意義は。

A 狭山市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市の地域に係る防災に関し、市が処理すべき事務と、防災訓練、避難所など防災に関する拠点について定めている。
東日本大震災など過去の

大きな災害で、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況もある中で、災害への対応は、公助のみならず、自助・共助による対応が欠かせないものとなっていることから、防災基本条例を定めるものである。
今後、市の防災対策を進めていくためには、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」、行政が主体となって行う「公助」を念頭に、それぞれの責務や役割を明確にし、お互いに連携し、協力して防災対策に取り組んでいく。

Q 市の責務とは、
A 普及啓発活動の推進、

防災対策を円滑に実施するための必要な体制の整備と強化を図ること。また、防災教育の充実や人材の育成を行っていくこと。さらに、情報の収集・伝達体制及び備蓄品の充実、応援の受け入れ体制の整備、公共施設の耐震化などに取り組んでいくことを明記している。



非常持出品の一例



住民と防災関係機関による防災訓練を実施

自主防災組織リーダー養成講座での避難所開設訓練

◆地域交流センター条例

地域交流センターを設置し、利用時間や使用料などを定めるもの

Q 入曽地域交流センターと入曽公民館の主な違いは。
A 入曽地域交流センターは、入曽公民館と比べ、延べ床面積では約1.5倍、敷地面積は約3倍の広さとなり、障害者専用駐車場2台を含め、車両は48台、駐輪場は45台分確保できる。

施設は、エレベーター、多目的トイレ、手すりや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーに対応し、高齢者や障害のある方も利用しやすい施設となっている。

入曽地域交流センターの事業内容は、文化、教養を高める生涯学習関連の講座をはじめ、世代間の交流を図る事業や地域づくりを支援する事業を実施していく。
入曽公民館の事業内容は、引き続き、公民館条例に基づき社会教育に関する事

業を実施していく。



◆国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるもの

Q 賦課限度額の引き上げ額を医療分3万円、後期高齢者支援金等分2万円とした経緯は。
A 今後の国民健康保険の安定した財政運営を図るうえで、収支の不足が見込まれる財源を確保するため、賦課限度額を引き上げる

こととしたものだが、引き上げ幅をできるだけ抑えることを検討し、後期高齢者支援金等分を法定賦課限度額となる2万円、医療分は、3万円引き上げる。これにより、一般会計繰入金を増

額することなく、財政運営を可能とするとともに、赤字削減解消計画の目標達成に必要な財源の確保につながるものである。

◆災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

Q 災害援護資金の貸付を受けた方への影響は。
A 災害援護資金の貸し付けを受けた方が、その後の生活再建が思うように進まず、償還金の支払いなどに苦慮している状況の中で、支払猶予や償還免除を受けられる場合があることを明確化したものである。また、償還免除に、破産や再生手続の開始が決定された場合

が加わったことで、償還計画を考える上でも重要な制度として位置づけられる。
◆学童保育室の指定管理者の指定
Q 公立の学童保育室としては、指定管理者に求めるものは。
A 学童保育室は、安全で

安心できる放課後の児童の居場所であることから、指定管理者がこれまで地域の子育てを担ってきた経験を生かした児童の居場所を提供し、子育てのさまざまなノウハウをもとに、多様な事業を企画し、児童の健全育成に資する運営を行ってほしい。



◆令和元年度一般会計補正予算(第5号)(専決処分)

Q 公園施設復旧事業費の内訳は。
A 台風第19号の影響による人間川の増水で被災した河川敷公園施設の早期復旧のため、流木などを処理施設に搬出する費用と、グラウンド・トイレの修繕や復旧に要する費用などを計上するもの。

Q 補充する備蓄品は何か。
A 台風第19号での避難所開設で使用した備蓄品を次の災害対応に備えるために、アルファ化米約2千食、500ミリリットルのペットボトルの水約1千400本、2リットルのペットボトルの水約180本を補充する。

Q 処理する漂着物の概算の数量は。
A 流木や使用不能となった器具などは、約560立方メートルあり、そのうち約400立方メートルを稲荷山環境センターへ、約120立方メートルを民間処理業者へ搬入する予定である。防球ネットや簡易トイレなどの廃棄物は、約40立方メートルであり、堆積土は約300立方メートルとなる。

Q 業務手数料の内容は。
A 避難所で使用した毛布約1千400枚のクリーニングなどに要する費用である。